

給与支払報告に係る給与所得者異動届
特別徴収

事由	転勤
記入例番号	12・13
ケース	(転勤元) 退職するが、次の勤務先で引き続き特別徴収を継続する
	(転勤先) 転勤してきた従業員の住民税を前職から引き続き特別徴収する
異動後の未徴収税額の徴収	特別徴収継続

給与所得者	生 日	昭和50年 1月 1日	所在地	〒	140,000円	6月	8月	31日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	個人番号	転勤元では記入せず、転勤先で記入		〒	35,600円	6月	8月	31日		
	受給者番号	123-456		〒	104,400円	6月	8月	31日		
	1月1日現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号		〒		6月	8月	31日		
	異動後の住所	〇〇県〇〇市△△1-1-1		〒		6月	8月	31日		

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

(用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合											
新しい勤務先	特別徴収義務者指定番号	456123 (新規)	法人番号	0123456789012	新しい勤務先へは、月割額11,600円を						
	所在地	〒××× - △△△△ 東京都 豊島区 東池袋 0-2-3	担当者連絡先	所属	庶務課 専任	9月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツギンコウ	氏名	特徴 進	受給者番号	234-456	納入書の要否(新規の場合のみ記載)				
	氏名又は名称	株式会社 ○×銀行	電話	×× - ×××× - ××××	2		右から番号を記入 1. 必要 2. 不要				

転勤先で記入

2. 一括徴収の場合									
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があった								
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がな								

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から特別徴収継続に変更する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 特別徴収継続税額

3. 普通徴収の場合									
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がな								
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である								
	3. 死亡による退職であるため								